

令和 2 年 1 0 月 7 日

認定こども園代表者 各位

千葉市こども未来局こども未来部幼保支援課  
幼児教育・保育政策担当課長  
幼保運営課長

## 認定こども園における定員を超過した受け入れについて

平素より、本市保育行政にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本市における、認定こども園での受け入れに係る入所調整については、国の運営基準省令や留意事項通知等に基づき運用しているところですが、待機児童の解消に注力した結果、利用定員を超過して児童の入所をお願いしている事例が確認される状況となっております。

一方で、認定こども園については、保護者の働き方が変わっても、引き続き同じ園を利用できることが大きな特長であり、1号と2号の区分変更による一時的な定員超過が想定されているところ です。

については、認定こども園の特長を活かしながら、給付費の適正化を図るため、下記のとおり、各区における入所調整について基本的なルールを定めることとしましたので、ご了知のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、本ルールについては、保育の需要と供給の状況を踏まえ、今後、変更があり得ることを申し添えます。

### 記

#### 1. 受け入れ人数の考え方

##### (1) 原則

- ・園全体（1～3号）の入所率が120%を超えないこと
- ・幼稚園型認定こども園については、1・2号の合計入所数が幼稚園（県）の認可定員を超えないこと

#### 2. 受け入れ人数が利用定員を超える場合の取扱い

##### (1) 年度内での定員超過の考え方

2・3号認定の入所率が規定数を超過した場合において、規定数以下となるまで、区の利用調整において、新規入所及び1号から2号への区分変更を停止します。更なる受入れを希望される場合は、入所数に即した定員増をお願い致します。

但し、要保護児童への対応等、特段の事情により受け入れを要する場合はこの限りではありません。

##### 【規定数】

(ア) 2・3号の利用定員が20人以下の園については、入所率が利用定員の150%を超過した場合

(イ) 2・3号の利用定員が21人以上の園については、入所率が利用定員の120%を超過した場合

※認定区分変更に対応するため、2、3号定員が少数の場合は条件を緩和いたします。

(※) 但し、利用定員 20 人以下の園においても、連続した 5 年度間（1 号認定は 2 年度間）常に 2・3 号認定（1 号認定）の合計定員を超えており、かつ各年度の年間平均在所率（※）が 120%以上の状態にあると公定価格が減算となりますので、ご注意ください。

※年間平均在所率：各月の初日の 2・3 号認定（1 号認定）の子どもの数の総和を、各月の初日の 2・3 号認定（1 号認定）の定員の総和で割って計算。

(2) 次年度 4 月の受入れについて

4 月の受入れにつきましては、前年度の 9 月までの間（今年度においては 10 月 13 日（火）までに、次年度の受入れ計画をご提出いただき、児童数が規定の定員数以下になることが確認できた場合、4 月一斉入所の対象とします。

3. 定員減について

(1) 2 号認定の定員減

定員増後の 1 号、2 号の人数の変動にも円滑に対応できるよう、2 号認定の入所数が、公定価格の利用定員区分階層における下の階層の最大定員数の 120%以下となった場合に、当該下の区分階層への定員減を可能とします。

(例) 相談時の定員 40 人（区分：31～40 人）

→入所数が 36 人以下となった場合、30 人定員への変更が可能

(2) 変更手続き時期

減員を希望する月の 3 か月前

4. 1 号定員の取扱いについて

1 号定員は原則、当初設定した認定定員の範囲内にて増減可能とします。

当初設定した認定定員以上の定員増については、地域ニーズをふまえ、個別判断とします。

5. その他

年度途中の定員変更のタイミングや来年 4 月の 2 号認定の受入れ人数などにつきまして、ご不明点につきましては、ご遠慮なくご相談ください。ご検討をスムーズに進めていただけますよう、給付費のシミュレーションなどをご提供させていただきます。

6. 本通知の適用日について

令和 2 年 1 2 月 1 日の入所の選考（令和 2 年 1 0 月 1 3 日からの申し込み）から適用

<問い合わせ>

■制度に関すること

幼保支援課 制度推進班

担当：安部

TEL：043-245-5977

■入所調整に関すること

幼保運営課 管理班

担当：鈴木・菊地

TEL：043-245-5726